

南海トラフ巨大地震等大規模
災害時におけるいの町役場と
土佐警察署との施設・敷地の
貸与協力(災害警備本部設置)
に関する協定書

愚願大菩薩大行經を、新南
の學問ののさけは、御書
の御書、文藝のさけ御書
（御書）本館書庫に、代
替立する事

南海トラフ巨大地震等大規模災害時におけるいの町役場と土佐警察署との施設・敷地の貸与協力（災害警備本部設置）に関する協定書

南海トラフ巨大地震等大規模な災害により、高知県警察土佐警察署（本署庁舎等）（以下「土佐署」という。）が浸水・倒壊する等して使用不能となった場合に、高知県吾川郡いの町役場庁舎（以下「いの町役場」という。）の一部を土佐警察署災害警備本部（以下「土佐署警備本部」という。）用施設として使用する
[redacted] に関し、いの町役場庁舎管理責任者・いの町長（以下「甲」という。）と土佐警察署長（以下「乙」という。）との間で次のとおり協定を締結する。

（使用目的）

第1条 この協定書は、南海トラフ巨大地震等の大規模な災害により、土佐署（いの警察庁舎含む。）が使用不能になった場合（以下「緊急事態」という。）に、いの町役場の一部を乙が借用し、土佐署警備本部用施設として使用することを目的とする。

（使用箇所の指定及び範囲）

第2条 緊急事態に関し、甲は乙が使用するいの町役場庁舎施設を、次に掲げる箇所にあらかじめ指定しておくものとする。

- (1) 庁舎1階「いのホール」若しくは、庁舎4階「議場」
- (2) 駐車場 15台分（甲の指定する箇所）

2 乙は、指定された箇所を借用するにあたり、いの町役場としての機能を妨げない範囲で使用するものとする。

（使用期間）

第3条 使用期間は緊急事態が発生した時点から、原則として2週間以内とする。

（使用申請）

第4条 乙は、いの町公共用財産管理条例施行規則の規定により、別添「公共用財産の使用等許可申請書」を甲に提出するものとする。

(使用期間延長の手続き)

第5条 使用期間延長等の変更については、必要により甲、乙双方が協議するものとする。

(使用料等)

第6条 使用料については、いの町行政財産使用料条例第3条各号(1～4号)の規定により無償とする。ただし、本使用が終了したときには、乙は、その負担において汚損箇所の修理等をするとともに、使用箇所を使用開始時の状態に回復するものとする。

(管理責任)

第7条 甲は、乙がいの町役場を使用するに当たり、発生した事故等に対する責任は一切負わないものとする。

(緊急事態における土佐署警備本部の開設等)

第8条 乙は、緊急事態発生時には甲又は甲の代行権限を有する者に対し、土佐署警備本部を開設する必要が生じた旨を連絡した後、甲の管理に係るいの町役場内指定箇所に土佐署警備本部を開設することができるものとする。この時、乙は自ら開設指揮を行う他、土佐警察署いの庁舎長に代行指揮を行わすことができるものとする。

(使用箇所の変更及び解約)

第9条 甲が乙に対し、本協定2条に定める箇所の使用を承諾できない事態が生じた場合には、甲、乙双方が協議の上、使用承諾箇所の変更又は本協定の解約をすることができるものとする。

(有効期間)

第10条 本協定は、協定締結の日から効力を発生するものとし、甲又は乙が協定の解除を通知しない限り継続するものとする。

（昭和二十一年）

（昭和二十一年）三月、四月、五月、六月、七月、八月、九月、十月、十一月、十二月、

（昭和二十二年）

（昭和二十三年）

（昭和二十三年）三月、四月、五月、六月、七月、八月、九月、十月、十一月、十二月、

（昭和二十四年）

（昭和二十五年）

（昭和二十五年）三月、四月、五月、六月、七月、八月、九月、十月、十一月、十二月、

（昭和二十六年）

（昭和二十七年）

（昭和二十七年）三月、四月、五月、六月、七月、八月、九月、十月、十一月、十二月、

（昭和二十八年）

（昭和二十九年）

（昭和二十九年）三月、四月、五月、六月、七月、八月、九月、十月、十一月、十二月、

（昭和三十年）

（昭和三十一年）

（昭和三十一年）三月、四月、五月、六月、七月、八月、九月、十月、十一月、十二月、

(協議事項)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じた場合には、その都度甲、乙双方が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し甲、乙双方が記名押印の上、1通をそれぞれが保有するものとする。

平成27年5月26日

甲

吾川郡いの町1700番地1

高知県いの町役場庁舎管理責任者

いの町長

乙

土佐市高岡町甲1842番地1

土佐警察署長

Page 10

The first part of the report discusses the importance of maintaining accurate records of all transactions and the role of the auditor in ensuring the integrity of the financial statements.

The second part of the report discusses the importance of maintaining accurate records of all transactions and the role of the auditor in ensuring the integrity of the financial statements.



The third part of the report discusses the importance of maintaining accurate records of all transactions and the role of the auditor in ensuring the integrity of the financial statements.

The fourth part of the report discusses the importance of maintaining accurate records of all transactions and the role of the auditor in ensuring the integrity of the financial statements.



様式第 1 号（第 2 条関係）

年 月 日

いの町長 様

住 所
氏 名

印

公共用財産の使用等許可申請書

町公共用財産管理条例第 3 条第 1 項の規定により公共用財産の使用許可を受けたい
次のとおり関係書類を添えて申請します。

使 用 の 目 的	
使 用 す る 場 所	
使 用 す る 面 積	平方メートル
使 用 す る 期 間	年 月 日から 年 月 日（ 月間）
使 用 す る 方 法	

備考 1 この申請書には、次に掲げる書類を添えてください。

- (1) 位置図
- (2) 地籍図又は公図の写し
- (3) 断面図及び平面図
- (4) 利害関係人がいるときには、その者の同意書
- (5) (1) から (4) までに掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

姓名: 张三

学号: 123456

性别: 男

年龄: 25

个人简历

本人于2018年毕业于XX大学，获得XX专业学士学位。在校期间，曾担任学生会干部，组织过多次大型活动。毕业后，曾在XX公司工作，负责XX项目，期间表现优秀，多次获得公司奖励。

姓名	性别	出生日期	学历	专业	毕业院校
张三	男	1996-01-01	本科	计算机科学与技术	XX大学
李四	女	1998-03-05	本科	软件工程	XX大学
王五	男	2000-07-12	本科	网络工程	XX大学
赵六	女	1999-11-20	本科	信息安全	XX大学
孙七	男	2001-05-08	本科	数据科学	XX大学

以上信息属实，如有不实，愿承担一切法律责任。

张三

2021年10月10日

联系电话: 138-XXXX-XXXX

电子邮箱: zhangsan@163.com

联系地址: XX省XX市XX区XX路XX号

様式第2号（第3条関係）

年 月 日

いの町長 様

住 所
氏 名



公共用財産の使用等許可期間更新申請書

の町公共用財産管理条例第5条第2項の規定により公共用財産の使用許可の更新を受けたいので、次のとおり申請します。

許可年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
使 用 の 目 的	
使 用 す る 場 所	
使 用 す る 面 積	平方メートル
使 用 す る 期 間	年 月 日から 年 月 日（ 月間）
更新を受けようとする期間	年 月 日から 年 月 日（ 月間）

備考 許可の期間が満了する日の10日前までに申請してください。

